

被扶養者(異動)届提出の際の添付書類一覧

参照する頁		頁 2-1	頁 2-2		頁 2-3	頁 2-4	頁 3-5
		扶養実態調査票	住民票		別居の場合の送金証明書	収入額の確認できる書類	扶養を開始した日が特定できる書類
			同居の場合	別居の場合			
配偶者			△	△		○	○
子	新生児～学生		△	△			
	その他	○	△	△	○	○	○
内縁の妻(夫)・未届の妻(夫)			○			○	○
父・母・祖父・祖母		○	○	○	○	○	○
兄・姉 弟・妹・孫	新生児～学生	○	○	○	○		○
	その他	○	○	○	○	○	○
義母・義父 その他同居 要件の方	新生児～学生	○	○				○
	その他	○	○			○	○

○:必要な添付書類です。△:届出書に個人番号の記載があれば不要です。

・被扶養者異動届を提出する際、認定対象者の個人番号(マイナンバー)を必ず記載してください。

個人番号の記載ができない場合は、認定対象者の住民票(コピー可)を添付してください。(頁2【個人番号(マイナンバー)について】参照)

・5情報(漢字氏名・かな氏名・生年月日・性別・住民票住所)の記載が必須です。

認定対象者が被保険者と別居の(住民票住所が異なる)場合は、被扶養者欄に別居先の住民票住所を記載してください。

・高校生・専門学生・大学生・大学院生・予備校等の記載事項について

被扶養者異動届の備考欄に学年を、予備校の方は学校名を記載してください。(例)高校1年、大学3年等

・上記表の「その他」について

「夜間部(通信制を含む)の学生」「離職後に学生になった場合」「無職」等は、「その他」に該当します。

・認定日について(頁 3-5 扶養を開始した日が特定できる書類参照)

申請事由発生日から3か月以内の受付→申請事由発生日まで遡り認定。

申請事由発生日から3か月を超える受付→原則組合の受付日で認定。

・被保険者と名字の違う方(外国籍等)の扶養申請は、世帯全員の住民票の添付が必要になります。(頁 2-2 住民票参照)

・認定対象者に収入のある配偶者がいる場合(〔例〕母の扶養申請の場合、扶養に加入していない父)、収入額の確認できる書類を添付してください。また世帯構成によっては、扶養に加入していない方の収入額の確認できる書類を提出していただく場合があります。(頁 2-4 収入の確認できる書類①～④参照)

・既婚者の場合、被保険者の単身赴任は同居扱いとみなします。ただし、配偶者・子が被保険者と一緒に赴任した場合で、同居していた者(父母等)がいる場合は別居扱いとなります。また、独身者の単身赴任も別居扱いとなります。

【個人番号(マイナンバー)について】

届書には必ず個人番号(マイナンバー)を記載してください。

記載ができない方等については提出日から3か月以内に発行された住民票(コピー可)を添付してください。《家族間での個人番号取違い等防ぐため、原則、個人番号(マイナンバー)記載の住民票》

【添付書類一覧の詳細について】

1 扶養実態調査票 (組合ホームページよりダウンロードしてください。)

この調査票をもとに扶養の認定を判断しますので、正確に記載してください。

2 住民票(同居及び続柄の確認)

世帯全員のもので、**続柄が記載されているものの原本【提出日から3か月以内に発行されたもの】**

別居および世帯分離の場合は、「被保険者世帯」及び「認定対象者世帯」の各々の続柄が記載されている世帯全員の住民票。

※世帯全員でない住民票、続柄及び**外国籍の方は在留資格・期間等**が省略されている住民票は、不可。

※内縁の妻(夫)・未届の妻(夫)の申請の場合は、続柄が同居人表記のものは不可。

※被保険者が世帯主ではない場合の認定対象者は、続柄の確認できる戸籍謄本等も添付してください。

3 別居の場合の送金証明書

提出日より直近 3 ヶ月分の金融機関の振込の控えの写し、振込人と受取人の記載のある通帳の写し等、被保険者が認定対象者に対し毎月定期的に送金していることがわかるもののいずれか

4 収入額の確認できる書類(①～④)

① 現在収入のない方

ア)市区町村発行の収入額の記載されている直近の各種証明書(所得証明書、課税証明書、非課税証明書等)の原本【提出日から 3 ヶ月以内に発行されたもの。再認定で前回認定時に提出済である証明書が同じ年度になる場合は省略可】

※証明書上、所得又は収入があるが、現在無職無収入の場合は、離職又は廃業等が確認できる書類を添付してください。

② パート、アルバイトをしている方 (アとイの両方)

ア)市区町村発行の収入額の記載されている直近の各種証明書(所得証明書、課税証明書、非課税証明書等)の原本【提出日から 3 ヶ月以内に発行されたもの。再認定で前回認定時に提出済である証明書が同じ年度になる場合は省略可】

イ)提出日より直近3ヵ月分の給与明細書の写し及び賞与の支払いがあった場合はその明細書(直近1年分)又は、組合所定用紙の給与内容証明書

※勤め始めたばかりで提出日より直近 3 ヶ月の給与明細書等が提出できない方は、雇用契約書の写し(1ヶ月以上の給与支払いがある場合は給与明細書等の写しも添付してください。)又は、組合所定用紙の雇用契約内容証明書のいずれかをご提出ください。

(各種組合所定用紙については組合ホームページよりダウンロードしてください。)

※年金を受給されている方は、次頁③の書類も添付して下さい。

③ 年金収入について

I 年金を受給中の方(アとイとのすべて)

ア) 市区町村発行の収入額の記載されている直近の各種証明書(所得証明書、課税証明書、非課税証明書等)の原本【提出日から3ヵ月以内に発行されたもの。再認定で前回認定時に提出済である証明書が同じ年度になる場合は省略可】

イ) 各種年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、共済年金、農業者年金、厚生年金基金、企業年金、企業年金基金、個人年金、国民年金基金)等、受給をしている全ての直近の年金振込(支払)通知書又は年金の改定通知書の写し等。

ウ) 年金証書(裁定通知書の記載のあるもの)又は被保険者記録照会回答票の写し

II 申請中の方(アとイの両方)

ア) 市区町村発行の収入額の記載されている直近の各種証明書(所得証明書、課税証明書、非課税証明書等)の原本【提出日から3ヵ月以内に発行されたもの。再認定で前回認定時に提出済である証明書が同じ年度になる場合は省略可】

イ) 年金見込額(制度共通年金見込額回答票等)のわかるもの

III 年金を受給していない方(繰下げ希望している又は、受給の手続きをする予定のない方等)

ア) 市区町村発行の収入額の記載されている直近の各種証明書(所得証明書、課税証明書、非課税証明書等)の原本【提出日から3ヵ月以内に発行されたもの。再認定で前回認定時に提出済である証明書が同じ年度になる場合は省略可】

④ 自営業(商業 農業 土地家屋賃貸収入等)の方

ア) 直近申告済みの確定申告書の写し及び経費のわかる書類(収支内訳書又は青色申告決算書)の写し。

※年金を受給されている方は、上記③の書類も添付してください。

※市区町村発行の収入額の記載されている直近の各種証明書(所得証明書、課税証明書、非課税証明書等)に営業等所得や不動産所得等がある方は、確定申告の写し及び経費のわかる書類(収支内訳書又は青色申告決算書)を添付してください。

5 扶養を開始した日が特定できる書類

○被保険者の「入社」が理由の場合は、開始した日が特定できる書類は不要です。

○離職の場合

- ・ 雇用保険の被保険者であった方は、離職票の写し又は雇用保険資格喪失確認通知書の写し
- ・ 雇用保険を受給終了、中断等された方は、受給資格者証又は受給資格通知の全ての面の写し
- ・ 雇用保険の被保険者でなかった方は、勤務先事業主による退職日と雇用保険の未加入の証明

○廃業の場合は、廃業届(税務署提出済みのもの)の写し

○婚姻等の場合は、婚姻したことが確認できる公的な各種証明書の写し

○収入減の場合は、雇用契約書の写し等収入減少が証明できる各種書類の写し

○出産手当金や傷病手当金受給終了の場合は、受給終了が証明できる書類の写し

○その他上記以外で扶養を開始した日が特定できる書類

※被扶養者から除外する場合、添付書類は必要ありません。

※その他添付書類をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

【認定基準について】

☆被扶養者として申請する方が被保険者と同一の世帯に属している場合

原則として認定対象者の年間収入が130万円(60歳以上である場合、又は概ね障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は180万円。19歳以上23歳未満(配偶者を除く)は150万円。)未満で、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満の場合であって、主として被保険者の収入によって生計を維持されている方について認定されます。※19歳以上23歳未満の年齢要件は、その年の12月31日現在の年齢(19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年)で判断します。誕生日が1月1日である方は、12月31日において年齢が加算されますので注意してください。

☆被扶養者として申請する方が被保険者と同一の世帯に属していない場合

被保険者と同居が条件でない認定対象者が、被保険者と別居している場合は、原則として、認定対象者の年間収入が130万円(60歳以上である場合、又は概ね障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は180万円。19歳以上23歳未満(配偶者を除く)は150万円。)未満で、被保険者の年間収入の2分の1未満かつ、被保険者からの援助額が収入額より多い場合であって、主として被保険者の収入によって生計を維持されている方について認定されます。※19歳以上23歳未満の年齢要件は、その年の12月31日現在の年齢(19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年)で判断します。誕生日が1月1日である方は、12月31日において年齢が加算されますので注意してください。

☆夫婦共同扶養における認定の場合

夫婦共同扶養の確認として、配偶者の有無及び配偶者の年収を被扶養者(異動)届に記載してください。

<夫婦共同扶養の目安>

「年間収入が多いほうの親の年収」に対する「夫婦の年間収入の差額」の割合が、

◎1割超の場合:年間収入が多い親の被扶養者とします。

◎1割以内の場合:主として生計を維持する親の被扶養者とします。

所得証明書や源泉徴収票等による「過去の収入」、給与明細写し等による「現時点での収入」、雇用契約書写しや事業主発行の収入見込み証明書等による「将来の収入」を踏まえながら個別の実態に応じて今後1年間の収入で判断します。配偶者が国保の場合は、直近の課税証明書や確定申告書等における年間所得のベースとなった年間収入等をもとに今後1年間の収入を見込みます。

☆営業等所得や不動産所得等の給与所得以外がある場合

営業等所得や不動産所得等がある場合は、その所得のベースとなった収入金額から直接的必要経費と認められる金額を控除した金額をもとに1年間の収入を見込みます。

※月額108,334円(130万円の12分の1)以上の収入がある期間中や日額3,612円(130万円の360分の1)以上の雇用保険の給付、出産手当金、傷病手当金等の受給期間中は認定できません。(19歳から23歳未満(配偶者を除く)は月額125,000円、日額4,167円。60歳以上の方、概ね障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は、月額150,000円、日額5,000円以上の受給期間。)

※「認定対象者の生活費」及び「被保険者の援助額」等から、主とした生計維持関係を確認する必要があります。

【被扶養者の国内居住要件について】

令和2年4月1日より健康保険法が一部改正され、被扶養者の要件に「日本国内に住所を有するもの」であることが追加されました。

国内に住所を有しないものであっても、国内に生活の基礎があると認められる方は例外的に要件を満たす場合があります。具体的には以下のとおりです。（詳細は、厚生労働省のホームページ等をご覧ください。）

例外該当事由	添付書類
① 外国において留学をする学生	査証、学生証等の写し
② 外国に赴任する被保険者に同行するもの	査証、赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養又は、ボランティア活動その他就労活動以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同盟書等の写し
④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる者	※個別に判断

- 外国籍の方の「国内に生活基盤がある」とは、留学終了後等「日本人配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」等の在留資格により日本で生活すると予定されている等の国内居住要件を満たしていること。（別途、添付書類が必要となる場合があります。）
- 外国籍の方が母国に留学等する場合は、査証は不要です。
- 他の添付書類については、1頁目の「被扶養者(異動)届提出の際の添付書類一覧」を併せてご覧ください。

外国籍の方で、日本国内に住所を有していても、日本に滞在する目的(ビザ)が次の特定活動の方については被扶養者になれません。

- ① 病院若しくは診療所に入院し、医療を受ける活動
- ② ①の医療を受ける活動を行う者の日常生活を世話する活動
- ③ 一年を超えない期間滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動

上記①～③以外の特定活動の場合は、在留資格を確認するためパスポートの特定活動の内容が書かれた『指定書』の写しも提出してください。

【事業主の証明による被扶養者認定の円滑化について】

令和5年10月20日より、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明によって、円滑な被扶養者認定を可能にすることになりました。

★扶養申請される方が事業主の証明による被扶養者認定の円滑化に該当する場合

被扶養者の収入確認に当たっての“一時的な収入変動”に係る「事業主の証明」と雇用契約書上、年収見込額が130万円未満(60歳以上である場合、又は概ね障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は180万円。19歳以上23歳未満(配偶者を除く)は150万円。以下同じ)であることが確認できる「雇用契約書」を添付してください。なお、この措置は、連続2回までとなります。

※雇用契約書に「シフトによる・当社カレンダーによる」等、勤務日数・時間が記載されていない場合は、当組合の雇用契約内容証明書を添付してください。

※基本給が上がった場合や恒常的な手当が新設された場合など年収見込額130万円以上(60歳以上である場合、又は概ね障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者の場合は180万円。19歳以上23歳未満(配偶者を除く)は150万円。)となることが確実な場合においては、一時的な収入増加とは認められませんのでご注意ください。

一時的な収入変動の例

- ・当該事業所の他の従業員が退職や休職等したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース。
- ・当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加したケース。
- ・突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加したケース。

◎記載内容等ご不明な点がございましたら、適用課まで問い合わせください。